

申込みのしおり

令和7年11月 港区立高齢者集合住宅

あき家入居登録者 (単身者及び二人世帯)の募集

募集期間 令和7年11月14日(金) から
令和7年11月28日(金) まで

※申込書は、必要事項を記入のうえ、郵送で令和7年11月28日(金)までの消印の
ものに限り受け付けます。なるべく余裕をもって投函してください。

抽せん日 令和7年12月16日(火) 14時00分から
芝公園区民協働スペース
(港区芝公園二丁目7番3号 芝公園保育園3階)にて

**優遇抽せん
について** 住宅の困り具合に応じて、3倍あるいは6倍に当選確
率をあげます。優遇の要件については8ページをご覧ください。

登録期間**令和8年4月1日～令和9年3月31日**

上記期間にあき家が発生した時点で登録順位に従い、入居をあっ
せんします。あき家入居登録者となっても住宅の空き状況により
住宅をあっせんできない場合がありますので、あらかじめご承知
おきください。

対象住宅**はなみずき三田・ピア白金・はなみずき白金・
フィオーレ白金****登録募集
人数・組****単身者向住宅 12名
二人世帯向住宅 3組 (はなみずき三田のみ)**

問い合わせ

港区指定管理者 **株式会社東急コミュニティー**

所在地 港区虎ノ門3丁目11番15号
電 話 03-5733-0129
(月～金 午前8時30分～午後5時 ※土日祝を除く)
<http://www.minato-sumai.jp/>

高齢者集合住宅は、住宅に困っている高齢者世帯が安心して暮らせるよう設置している住宅です。入居者の異常を早期に感知する救急通報システムやエレベーター、手すりなどの設備が配置してあります。緊急時には、常駐の生活協力員が必要な対応をします。屋室内はガス・石油器具の使用を禁止しており、IH（電磁調理器）を設置しています。

今回の募集は、令和8年4月1日から令和9年3月31日にあき家が発生した場合の入居予定者（単身者、二世帯）をあらかじめ登録しておくためのものです。あき家入居登録者となっても、住宅の空き状況により住宅をあっせんできない場合がありますので、あらかじめご承知おきください。

目次

●申込方法	3P
●オンライン申請	3P
●申込みにあたっての注意	3P
●こんなときは	3P
●申込みから入居まで	4～5P
●あき家入居登録者対象住宅	6P
●申込資格	6～7P
●優遇抽せんについて	8P
●所得額の確認	10P
●所得金額の見方（例）	11～14P
・公的年金等のみの収入の方	11P
・給与所得のみの収入の方	12～13P
・事業所得の方	14P
●特別控除	15P
●あき家入居登録者募集対象住宅概要	16P
●入居に当たって	16P
●対象住宅の案内図	17P
●対象住宅の平面図	18～19P
●港区立高齢者集合住宅・都営住宅シルバーピアの募集案内	20P
●申込書の書き方	22～23P

申込みにあたっては、(1)～(3)の順にしたがって、それぞれの内容をよくお読みください。

(1) 申し込める区分と申込資格を確認してください。

6ページ「あき家入居登録者対象住宅」

6～7ページ「申込資格」



(2) 世帯の所得が基準内であることを確認してください。

10ページ「所得額の確認」

11～14ページ「所得金額の見方（例）」

15ページ「特別控除」



(3) 申込書を作成してください。

3ページ「申込方法」「オンライン申請」「申込みにあたっての注意」

22～23 ページ「申込書の書き方」

申込方法

- 申込書に必要事項を記入してください。
- 申込書の**2か所に85円切手**をはってください。
 - ※ 切手のはっていないもの、不足しているものは抽せん番号の通知はできません。
- 申込書を応募用封筒に入れ、**110円切手**をはり、必ず郵送してください。

オンライン申請

- 上記郵送申請の他にオンライン（スマートフォンやパソコン）申請も可能です。
 - 令和7年11月14日（金）午前0時00分から11月28日（金）午後11時59分までです。
 - オンライン申請と郵送での申込みは併用できません。
 - ※ オンライン申請と郵送での申込みが重複した場合は、全ての申込みが無効となります。
 - 詳細は、港区公式ホームページ（<https://www.city.minato.tokyo.jp>）を確認してください。
- 掲載場所 トップページ＞健康・福祉＞高齢者支援＞
住まいと施設（民間賃貸住宅入居支援、老人ホームなど）＞区立高齢者集合住宅

申込みにあたっての注意

- 申込みは、1世帯1通です。1世帯で重複申込みをしたとき、同一人の氏名を2通以上の申込書に記入したときは、全ての申込みが無効となります。
- 申込後の申込区分、申込者の変更はできません。
- ☆ 申込みの代行業者は港区及び港区指定管理者 株式会社東急コミュニティーとは全く関係ありません。

こんなときは…

- 1 「申込み後、住所が変わってしまった！」
最寄りの郵便局に「転居届」を出して、抽せん番号（返信はがき）を受け取れるようにしてください。
- 2 「当せん者（補欠者、あき家入居登録者を含む）となった後に住所が変わってしまった！」
次のところへ、はがきで連絡してください。
〒105-0001 港区虎ノ門3-11-15 SVAX TTビル 8F
㈱東急コミュニティー 運営チームD 担当 渡邊
「はがき」には、①募集名 ②申込区分 ③抽せん番号 ④旧住所
⑤新住所 ⑥電話番号 ⑦申込者名を記入してください。
- 3 「抽せん番号の通知が送られてこない！」
切手のはり忘れ、宛先不明などがあると通知書は発送できませんが、申込書に不備がなければ抽せんはいたします。間違いなく切手をはってある方は抽せん結果をお待ちください。
- 4 「抽せん結果が送られてこない！」
申込区分を確認のうえ、下記へお問い合わせください。
㈱東急コミュニティー 運営チームD 担当 渡邊
電話 03-5733-0129 8:30～17:00（土日祝日を除く）

申込みから入居まで

1 申込みから抽せんまで

☐ 申込み

申込書は、郵送で令和7年11月28日(金)までの消印のものに限り受け付けます。なるべく余裕をもって投函してください。

オンライン申請については3ページをご参照ください。

☐ 抽せん前の予備審査

申込み後に、区職員からお電話で次のことについてご確認ください。

- ・ 資格要件(6~7ページ)に欠ける申込みについては無効として取り扱い、申込書をお返しすること。
- ・ 優遇抽選の条件(8ページ)に欠ける申込みについては、申込書の訂正を依頼すること。

無効

☐ 抽せん番号の通知

令和7年12月8日(月)頃発送する予定です。

☐ 公開抽せん

- 抽せん日時 令和7年12月16日(火) 14時00分~
- 抽せん会場 芝公園区民協働スペース
港区芝公園二丁目7番3号
芝公園保育園3階

抽せんは、来場された申込者の立会のもとに行います。なお、当日は、会場においでにならなくてもさしつかえありません。

☐ 抽せん結果の通知

抽せん結果はがきは、令和7年12月17日(水)頃発送します。

また令和7年12月17日(水)の午前8時30分から、港区高齢者支援課窓口、各地区総合支所協働推進課窓口および台場分室に抽せん結果を掲示します。なお、電話による照会はお断りします。

☐の部分のお問い合わせは港区高齢者支援課にお願いします。

2 書類審査から入居まで

当せん（あき家入居登録者）

☐ 入居登録者（単身者12名、二人世帯3組）

入居登録者になられた方は、高齢者集合住宅に、令和8年4月1日から令和9年3月31日の間にあき家が発生した時点で登録順位に従い高齢者支援課から利用予定者決定通知書をお送りします。

☐ 書類審査

利用予定者になった方は、必要な書類を持参していただき、面接により入居資格について書類審査を行います。

☐ 書類審査結果の通知

書類審査の結果については、高齢者支援課から後日通知します。

☐ 実態調査

区職員等が2名1組でご自宅に伺い、実態調査を行います。

↓（合格）

☐ 利用承認

書類審査および面談等により、合格となられた利用予定者には利用承認書を交付します。

☐ 誓約書の提出

利用承認をうけた利用者は、入居前に誓約書を高齢者支援課に提出してください。

☐ 入 居

☐の部分のお問い合わせは港区高齢者支援課にお願いします。

あき家入居登録者対象住宅

令和8年4月1日から令和9年3月31日までの間で対象住宅にあきが発生した場合、登録順位に従い、住宅をご紹介します。

申込区分	対象住宅	募集人数
単身者	区立高齢者集合住宅（4棟）	12名
二人世帯	はなみずき三田	3組

※対象住宅については、16～19ページをご覧ください。

申込資格

単身者向入居資格

申込みができる方は、募集期間末日時点で次の1～6のすべてにあてはまる方に限ります。

- 1 申込者が65歳以上（昭和35年11月29日以前の生まれ）で、現にひとり暮らしであること。
(1) 住民票上の世帯構成にかかわらず、同居している一親等までの親族がいないこと。
(2) 親族以外の同居人がいて、家賃負担を分け合っている場合には、申込みは認められません。
- 2 区内に引き続き3年以上住所を有すること。
(1) 住民票に記載された場所に、現に居住していることが必要です。
(2) 住民票において、継続した3年以上の居住が確認できる必要があります。したがって、港区からやむを得ない事由（個人の権利行使や権利取得、財産保全等）により区外へ住民票を移し、本人は引き続き港区において居住していた場合であっても、再び住民票上で港区に転入した日から起算をします。
(3) 区内に住民票を残し、火災や事故による賃貸住宅の補修または消失等やむを得ない理由により区外に一時的に転居し、再び港区に戻ることを予定している場合には、申込みを認めることがあります。
- 3 独立した日常生活を営めること。
日常生活（歩行、食事、着脱衣、入浴、排泄等）が自分ひとりででき、かつ、自炊できる程度に健常であり、介助を要しないこと。
- 4 住宅に困窮していること。
(1) 申込者が自家所有者（住宅または土地の所有者）でないこと。ただし、住宅が著しく老朽化しており再建築が困難と認められる住宅に住んでいる場合で、高齢者集合住宅入居後2か月以内に取壊しを証明する登記簿謄本を提出できる場合、もしくは差押え、正当な事由による立ち退き要求等により自家所有者でなくなる場合は、申込み可とします。
(2) 都営住宅、区営住宅及び区立高齢者集合住宅に入居していないこと。
- 5 前年（令和6年中）の所得が、3,228,000円以内であること。
所得額の確認、および見方（例）は、10～15ページをご覧ください。
- 6 申込者が暴力団員でないこと。
ここでいう暴力団員とは、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」第2条6号に規定する暴力団員をいいます。なお暴力団員であるか否かの確認のため警視庁へ照会する場合があります。

二世帯向入居資格

申込みができる方は、募集期間末日時点で次の1～6のすべてにあてはまる方に限ります。

- 1 申込者が65歳以上（昭和35年11月29日以前の生まれ、以下同様）で、現に同居し、又は同居しようとする60歳以上（昭和40年11月29日以前の生まれ、以下同様）の配偶者、65歳以上の親族、本人とともにみなとマリアージュ制度を利用する（利用しようとする）60歳以上の者、又は本人とともに東京都パートナーシップ宣誓制度による証明を受けた（証明を受けようとする）60歳以上の者がいること。配偶者には婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者や婚姻の予約者を含みます。
- 2 区内に引き続き3年以上住所を有すること。
 - （1）住民票に記載された場所に、現に居住していることが必要です。
 - （2）住民票において、継続した3年以上の居住が確認できる必要があります。したがって、港区からやむを得ない事由（個人の権利行使や権利取得、財産保全等）により区外へ住民票を移し、本人は引き続き港区において居住していた場合であっても、再び住民票上で港区に転入した日から起算をします。
 - （3）区内に住民票を残し、火災や事故による賃貸住宅の補修または消失等やむを得ない理由により区外に一時的に転居し、再び港区に戻ることを予定している場合には、申込みを認めることがあります。
- 3 世帯が独立した日常生活を営めること。

日常生活（歩行、食事、着脱衣、入浴、排泄等）が自分ひとりででき、かつ、自炊できる程度に健常であり、介助を要しないこと。
- 4 世帯の全員が住宅に困窮していること。
 - （1）申込者が自家所有者（住宅または土地の所有者）でないこと。ただし、住宅が著しく老朽化しており再建築が困難と認められる住宅に住んでいる場合で、高齢者集合住宅入居後2か月以内に取壊しを証明する登記簿謄本を提出できる場合、もしくは差押え、正当な事由による立ち退き要求等により自家所有者でなくなる場合は、申込み可とします。
 - （2）都営住宅、区営住宅及び区立高齢者集合住宅に入居していないこと。
- 5 前年（令和6年中）の世帯の所得が、3,228,000円以内であること。

所得額の確認、および見方（例）は、10～15ページをご覧ください。
- 6 申込者が暴力団員でないこと。

ここでいう暴力団員とは、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」第2条6号に規定する暴力団員をいいます。なお暴力団員であるか否かの確認のため警視庁へ照会する場合があります。

優遇抽せんについて

●優遇抽せんの種類と条件

優遇要件 1 (3 倍)	次の①～⑤の項目に 2 つ以上該当すること。 ①住宅の築年数が50年を経過していること又は住宅が老朽化していること。 ②建物の構造が高齢者の居住に適していないこと。 ③エレベーターがない住宅の 3 階以上に住んでいること。 ④便所が共用又は無いこと。 ⑤風呂が無いこと。 (実態調査の際、区職員等が直接確認します。)
優遇要件 2 (3 倍)	現在住んでいる住宅を 1年以内 に立ち退くよう求められていること又は次の更新を拒まれていること。 (書類審査の際、公文書等の証明書類が必要となります。) (家賃滞納など申込者に原因がある場合は除きます。)
優遇要件 3 (6 倍)	優遇要件 1、2 とともに該当すること。

※住宅が老朽化している例

- ・床、壁、天井、ドアなどが大変痛んでいる
- ・雨漏りしている
- ・悪臭がする（自宅の衛生管理上が理由の場合は除く）
- ・騒音や振動がひどいなど。

※建物の構造が高齢者の居住に適していない例

- ・階段の上り下りが急
- ・部屋の中に大きな段差がある
- ・廊下が狭いなど。

- 住宅のお困り具合に応じて 3 倍もしくは 6 倍に当せん確率を増やします。
- 優遇は、申込書の「住宅困窮の状況」欄を正しく記入することにより、適用されます。22～23ページの「申込書の書き方」をよくお読みのうえ、正しく記入してください。なお、申込書に何も記入がない場合は「非該当」とします。
- 優遇は、該当する方に連続した抽せん番号を 3 つもしくは 6 つ付与することにより行います。
- 抽せんの結果、同一の申込者が 2 つ以上の当せん番号に該当する可能性がありますが、その場合は、先に出た番号のみを当せんとし、その後に出た同一申込者の抽せん球は無効とします。
- 優遇要件を利用して入居登録者となられた方には、直接ご自宅へ伺い、確認させていただきます。
- 2 名 1 組で調査し、2 名両方の意見の一致で『該当あり』と判断されます。
- 抽せん時に優遇された方が、書類審査や実態調査の結果、優遇要件を満たしていないと判断された場合は『失格』となりますのでご注意ください。

メ

モ

所得額の確認

資格審査対象となる所得は、申込み世帯全員の総所得です。

あなたの所得は？

所得の種類によって以下のように分かります。

入居予定者の中で収入のある方全員の所得額の合計が世帯の所得額になります。

それぞれの所得の種類によって算出してください。また、所得の種類が複数ある場合はそれぞれの所得を合算したものがその方の所得金額となります。

所得の種類

年金所得	給与所得	事業所得
国民年金、厚生年金、共済年金などの所得です。 なお、年金以外の所得がある場合はその所得も合計してください。	給料、賃金、ボーナスなどの所得です。たとえば、会社員、店員、パート、事業専従者などの所得をいいます。 給与でいう「年収」とは給与所得控除をする前の金額であり、「所得」とは異なるので注意してください。	事業所得、利子所得、配当所得、不動産所得、雑所得などの所得です。 たとえば、自営業、外交員などの所得をいいます。 これらの所得は確定申告書で確認できます。
↓	↓	↓
11ページをご覧ください。	12～13ページをご覧ください。	14ページをご覧ください。

所得としないもの

- ① 次の収入は0円とし、所得となりません。

仕送り、増加恩給（これに併給される普通恩給を含む）、遺族年金、障害年金、失業給付金、労災保険の各種給付金、生活扶助料等の非課税所得、退職金等の一時的な所得。

- ② 過去に収入があっても、申込日現在失業中の方は0円とします。（ただし、人材派遣会社に登録されている方は、その登録が抹消されていることが必要です。）

世帯の所得金額

所得金額は世帯全員の、現在の仕事（給料、営業、パート、アルバイト、年金等）の所得金額の合計でみます。収入のある方の所得金額を算出し、下表所得金額合計欄に記入してください。

★特別控除金額 所得金額から差し引いてください。くわしくは15ページをごらんください。

収入のある人の名前	(所得金額) - (★特別控除金額 (B))
	() - ()
	() - ()
合 計	

★特別控除金額
(A)

あなたの世帯の
所得金額

— =

所得金額の見方（例）

年金等を受けている方

※ 年金の「所得金額」は、支給を受けた金額ではありません。

※ 令和6年1月から令和6年12月までに支払いを受けた全ての年金などを合計し、以下の説明により「所得金額」になおしてください。ただし、「遺族」「障害」にかかる年金は除きます。

(1)《令和5年12月以前から年金を受けている方》

「令和6年分公的年金等の源泉徴収票」などで確認されることを、おすすめします。

「源泉徴収票」の場合

令和6年分 公的年金等の源泉徴収票

支払を受ける者	住所又は居所		
氏名			
種別	支払金額	源泉徴収税額	
年金	※1,074,770円		
扶養親族等申告書の提出	本人	控除対象配偶者の有無等	
有	特別障害者	有	
無	その他の障害者	無	
	老年者	老人控除対象配偶者の有無	
		有	
		無	
扶養親族の数	障害者の数（本人以外）	社会保険料の金額（介護保険料額）	
特定老人	特別		
その他	その他		
人	人		
年金の種別	生年月日		

申込書の年収額欄

年 収 額	
総収入額	所得金額
円	円

下段で計算した所得金額を記入してください。

(2)《令和6年1月以降に年金を受け始めた方、年金の支給額が変更になった方》

「年金裁定通知書・変更通知書」などの金額を年額とし下段で所得金額に換算してください。

◎年金収入を所得になおす計算

下表の計算式で所得金額に換算してください。

本人の年齢	年金合計金額の範囲	所得金額になおす計算		高齢者集合住宅の所得金額
		(年金額の合計)	計算式 (所得金額)	
65歳以上	1,100,000円まで		0円となります	所得金額は0円
	1,100,001～3,299,999円	(円)	－1,100,000円＝(円)	所得金額－100,000円
	3,300,000～4,099,999円	(円)	×0.75－275,000円＝(円)	所得金額－100,000円
	4,100,000～7,699,999円	(円)	×0.85－685,000円＝(円)	所得金額－100,000円
65歳未満	600,000円まで		0円となります	所得金額は0円
	600,001～1,299,999円	(円)	－600,000円＝(円)	所得金額－100,000円
	1,300,000～4,099,999円	(円)	×0.75－275,000円＝(円)	所得金額－100,000円
	4,100,000～7,699,999円	(円)	×0.85－685,000円＝(円)	所得金額－100,000円

※65歳以上とは昭和35年11月29日以前に生まれた方です。

注) 年金のほかに収入のある方は、それぞれ所得を計算し、申込書の年収額欄に2段書にしてください。

例

職業	年 収 額	
	総収入額	所得金額
会社員	給与〇〇〇円	〇〇〇円
	年金〇〇〇円	〇〇〇円

給与所得の方（会社員・店員・日雇い・パート・アルバイト等）

① 現在の勤め先へ就職した日が、令和6年1月2日以降の方

現在の勤め先での、あなたの月別収入を記入してください。

働いた月	税込支給額	賞与
年 月		
月		
月		
月		
月		
月		
月		
月		
月		
月		
月		
月		
月		
月		
合計	収入計	賞与計

次の(1)(2)(3)からあてはまるケースを選び、収入を計算します。

(1) 就職した日が令和6年1月2日～令和6年11月1日までの方
〔令和6年11月から令和7年10月までの合計となります。〕

$$\boxed{\text{収入計}} + \boxed{\text{賞与計}} = \boxed{\text{推定年収}}$$

(2) 就職した日が、令和6年11月2日以降の方

〔就職した翌月から令和7年10月までの収入計を、収入のあった月数で割り、それを12倍します。それに、その間の賞与を加えます。〕

$$\frac{\boxed{\text{収入計}}}{\boxed{\text{収入のあった月数}}} \times 12 + \boxed{\text{賞与計}} = \boxed{\text{推定年収}}$$

(3) 就職した日が最近で、まだ1か月分の給料が支給されていない方

〔基本給、家族手当、住宅手当など毎月必ず支給される固定的給料を12倍してください。〕

$$\boxed{\text{固定的給料}} \times 12 = \boxed{\text{推定年収}}$$

申込書の年収額欄

年 収 額	
総収入額	所得金額
円	円

下段で計算した所得金額を記入してください。

※病気等により、1か月以上収入のない月がある場合は、その月を除いて推定計算をしてください。

※2か所以上から給与を受けている場合は、合算したのち所得金額に換算してください。

年間総収入額を所得金額に換算します。

次の区分に従って、年間総収入額を所得金額に換算してください。
年間総収入額が、

(1) 0円～1,627,999円の方

(2) 1,628,000円～6,599,999円の方⇒4,000円単位で端数整理します。

〔例〕年間総収入額が2,386,998円の場合

$$\boxed{\text{年間総収入額}} \quad 2,386,998\text{円} \div 4,000\text{円} = \boxed{596.74} \quad \text{小数点以下切捨} \Rightarrow \boxed{596} \times 4,000\text{円} = \boxed{\text{端数整理後の額}} \quad 2,384,000\text{円}$$

(3) 6,600,000円～8,499,999円の方

(4) 8,500,000円～の方

② 現在の勤め先へ就職した日が、令和6年1月1日以前の方

《源泉徴収票のでる方》

令和 6 年分 給与所得の源泉徴収票

支払を受ける者	住所又は居所 港区芝公園1-5-25 東京荘101号室	(受給者番号)	
		(個人番号)	
		(役職名)	
		氏名 (フリガナ) ミナト タロウ 港 太郎	
種別	支払金額	給与所得控除後の金額 (調整控除後)	所得控除の額の合計額
給与・賞与	内 4 000 千 000 円	2 760 千 000 円	
(源泉) 控除対象配偶者の有無等	配偶者(特別)控除の額	控除対象扶養親族の数 (配偶者を除く。)	15歳未満扶養親族の数
有 配偶者		特 定 人 従 人 内 老 人 従 人 其 他 人 従 人	障害者の数 (本人を除く。)
			特別 人 其他 人
			非居住者である親族の数
社会保険料等の金額	生命保険料の控除額	地震保険料の控除額	住宅借入金等特別控除の額
内 千 円	千 円	千 円	千 円
(摘要)			

申込書の
年収額欄

年 収 額
総収入額
所得金額
2,660,000

● この金額からマイナス10万円
した額が所得金額です。

※給与所得控除後の金額からマイナス10万円した額

《源泉徴収票のでない方》

〔 令和6年1月から令和6年12月までの税込支給額を合計し、申込書の「総収入額」の欄に記入し、次に下段の計算式で、年間総収入額を所得金額に換算します。 〕

※病気等により、1か月以上収入のない月がある場合は、その月を除いて推定計算してください。

※2か所以上から給与を受けている場合は、合算したのち所得金額に換算してください。

年間総収入額を所得金額になおす計算式

年間総収入額	計算式と所得金額	シルバーピア（高齢者集合住宅）の所得金額
550,999円まで	所得金額は0円	所得金額は0円
551,000円から 1,618,999円まで	年間総収入額 (円) - 550,000円 = (円)	所得金額 - 100,000円
1,619,000円から 1,619,999円まで	所得金額は1,069,000円	所得金額 - 100,000円 (969,000円)
1,620,000円から 1,621,999円まで	所得金額は1,070,000円	所得金額 - 100,000円 (970,000円)
1,622,000円から 1,623,999円まで	所得金額は1,072,000円	所得金額 - 100,000円 (972,000円)
1,624,000円から 1,627,999円まで	所得金額は1,074,000円	所得金額 - 100,000円 (974,000円)
1,628,000円から 1,803,999円まで	端数整理後の額 (円) × 0.6 + 100,000円 = (円)	所得金額 - 100,000円
1,804,000円から 3,603,999円まで	端数整理後の額 (円) × 0.7 - 80,000円 = (円)	
3,604,000円から 6,599,999円まで	端数整理後の額 (円) × 0.8 - 440,000円 = (円)	
6,600,000円から 8,499,999円まで	年間総収入額 (円) × 0.9 - 1,100,000円 = (円)	
8,500,000円から	年間総収入額 (円) - 1,950,000円 = (円)	

前ページ上段で
計算した年間総収入額

申込書の年収額欄

年 収 額
総収入額
所得金額
円 円

計算結果を申込書の
所得金額欄に記入し
ます。

事業所得の方（自営業・外交員等）

① 現在の仕事を始めた日が、令和6年1月1日以前の方

「令和6年分の所得税の確定申告書」の控えなどで確認してください。

(1) 《確定申告をしている方》

令和 06 年分の所得税の確定申告書B

〈第一表〉

所得金額等	事業等	①	1	5	2	2	2	0	0
	農業	②							
	不動産	③							
	利子	④							
	配当	⑤							
	給与区分	⑥							
	公的年金等	⑦							
	業務	⑧							
	その他	⑨							
	⑦から⑨までの計	⑩							
	総合譲渡一時 ⑫+⑪(⑩+⑪)×1/2	⑪							
	合計 ⑩から⑫までの計+⑪+⑩	⑫	1	5	2	2	2	0	0

申込書の年収額欄

年 収 額	
総収入額	所得金額
円	円

※ 妻や子供を事業専従者としている場合、この事業専従者の所得は、それぞれの専従者給与額を12～13ページの下段の計算式で所得に換算して申込書の年間所得金額欄に記入してください。

●この金額から⑪を差し引いた金額が所得金額となります。

〈第二表〉

○ 事業専従者に関する事項 (59)

事業専従者の氏名	個人番号	続柄	生年月日	従事月数・程度・仕事の内容	専従者給与(控除)額
港太郎		子	明大 53.7.10 昭平	12月	800,000
			明大 昭平		

(2) 《確定申告をしていない方》 令和6年1月から令和6年12月までの所得金額の合計となります。

② 現在の仕事を始めた日が、令和6年1月2日以降の方

現在の仕事を始めた時からの月別の収入金額、必要経費、所得金額を記入してください。(収入金額－必要経費＝所得金額です。)

働いた月	収入金額	必要経費	所得金額
年 月			
月			
月			
月			
月			
月			
月			
月			
月			
月			
月			
月			
月			
月			
合計			

次の (1) (2) からあてはまるケースを選び、所得を計算します。

(1) 現在の仕事を始めた日が令和6年1月2日から令和6年9月1日までの方
〔令和6年9月から令和7年8月までの合計となります。〕

推定所得金額

(2) 現在の仕事を始めた日が令和6年9月2日以降の方
〔現在の仕事を始めた翌月から令和7年8月までの所得金額の合計を営業した月数で割り、それを12倍します。〕

所得金額合計

営業した月数

× 12 =

推定所得金額

申込書の年収額欄

年 収 額	
総収入額	所得金額
円	円

※ 病気等により、1か月以上収入のない月がある場合は、その月を除いて推定計算をしてください。

特別控除

次の「控除の種類」にあてはまる場合には、①の場合は申込世帯の合計所得金額から、②の場合はその人の所得金額から、それぞれの特別控除金額を差し引きます。

① 申込世帯の合計所得金額から差し引くもの（申込者、同居親族、遠隔地扶養者が対象です。）

控除の種類	特別控除金額	特別控除を受けられる人	備考
㉞老人扶養控除等	1人につき10万円	所得税法上の扶養親族または控除対象配偶者で70歳以上の人	①の特別障害者控除を受ける人は、②の障害者控除をあわせて受けることはできません。
㉟特定扶養控除	1人につき25万円	所得税法上の扶養親族（配偶者は含みません）で16歳以上23歳未満の人	
㉡障害者控除	1人につき27万円	1 愛の手帳等の交付を受けている人で3度・4度の人 2 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている人で2級・3級の人（障害年金等の受給に際し、障害の程度が同程度と判定された方を含む） 3 身体障害者手帳の交付を受けている人で3級～6級の人 4 戦傷病者手帳の交付を受けている人で第4項症～第2目症の人 5 65歳以上の人で1・3と同じ程度であるものとして福祉事務所の認定書の交付を受けている人	
㉢特別障害者控除	1人につき40万円	1 愛の手帳等の交付を受けている人で1度・2度の人 2 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている人で1級の人（障害年金等の受給に際し、障害の程度が同程度と判定された方を含む） 3 身体障害者手帳の交付を受けている人で1級・2級の人 4 戦傷病者手帳の交付を受けている人で特別項症～第3項症の人 5 精神上の障害により事理を弁識する能力を欠く人 6 原子爆弾被爆者で、厚生労働大臣の認定書の交付を受けている人 7 常に就床を要し、複雑な介護を要する人 8 65歳以上の人で1・3と同じ程度であるものとして福祉事務所の認定書の交付を受けている人	

①の特別控除額 万円 10ページの特別控除金額 (A) 欄へ

② 特別控除を受けられる人に所得があるとき、その人の所得金額から差し引くもの（申込者、同居親族が対象です。）

ただし、その人の所得金額が特別控除金額よりも少ない場合は、その所得金額のみ差し引きます。

控除の種類	特別控除金額	特別控除を受けられる人	備考
㉤ひとり親控除	35万円	原則としてその年の12月31日の現況で、婚姻をしていないことまたは配偶者の生死の明らかでない一定の人のうち、次の1～3の全てにあてはまる人 1 その人と事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる一定の人がいないこと 2 生計を一にする子がいること（総所得金額等48万円以下） 3 年間所得金額が500万円以下であること	
㉦寡婦控除	27万円	原則としてその年の12月31日の現況で、いわゆる「ひとり親」に該当せず、次の1・2のいずれかにあてはまる人 ※事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる一定の人がいる場合は対象となりません。 1 夫と離婚した後婚姻をしておらず、扶養親族がいる人で、年間所得金額が500万円以下の人 2 夫と死別した後婚姻をしていない人または夫の生死が明らかでない一定の人で、年間所得金額500万円以下の人 なお、この場合は、扶養親族の要件はありません。	

②の特別控除額の合計 万円 10ページの特別控除金額 (B) 欄へ

- ※ 所得税法の改正に伴い、特別控除の内容が一部変更になる可能性があります。
- ※ 表中の16歳以上23歳未満の人とは平成14年11月16日～平成21年11月29日生まれの人
- ※ 表中の65歳以上の人とは昭和35年11月29日以前生まれの人
- ※ 表中の70歳以上の人とは昭和30年11月29日以前生まれの人

あき家入居登録者募集対象住宅概要

【単身者向住宅】

住宅名	所在地	建物の規模	単身者用住戸の概要	使用料 月額
はなみずき三田	三田1-11-14	地上4階 地下1階	洋室（畳コーナー 3畳有）、台所、 浴室、トイレ付 32.04㎡	60,000円
ピ ア 白 金	白金1-28-13	地上3階 地下1階	6畳、台所、浴室、トイレ付 25.20㎡	51,000円
はなみずき白金	白金3-3-3	地上5階 地下1階	6畳、台所、浴室、トイレ付 27.30㎡	51,000円
フィオーレ白金	白金3-10-11	地上5階 地下1階	6畳、台所、浴室、トイレ付 27.30㎡／28.56㎡	51,000円

【二人世帯向住宅】

住宅名	所在地	建物の規模	単身者用住戸の概要	使用料 月額
はなみずき三田	三田1-11-14	地上4階 地下1階	洋室・和室6畳、台所、 浴室、トイレ付 39.88㎡	69,000円

- ※ 住宅使用料のほかに、居室内で使用した光熱費等の負担があります。
- ※ 住宅使用料は前年の所得により減額する制度があります。
- ※ 調理器具はIH（電気調理器）、給湯器はガス給湯器を設置しています。

令和8年4月1日から令和9年3月31日までの間に、対象住宅のいずれかに空きが発生した場合に住宅をあっせんします。あき家登録者となっても、住宅の空き状況により住宅をあっせんできない場合がありますので、あらかじめご承知おきください。

入居に当たって

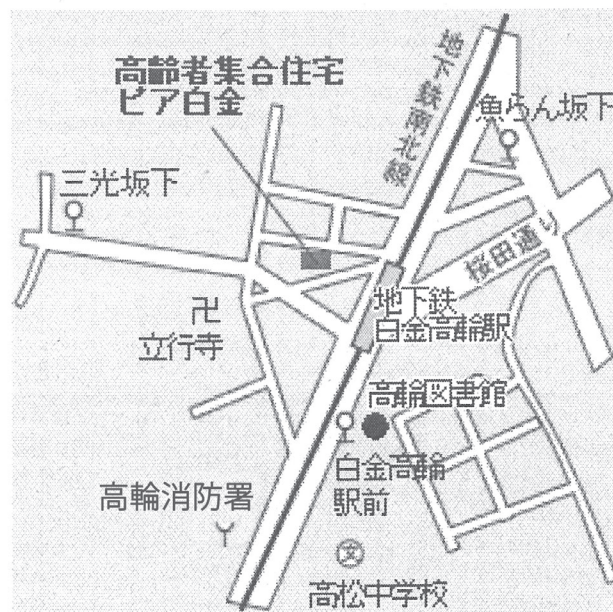
- 1 高齢者集合住宅では、**犬、猫等のペットの飼育を禁止しています。**
※ 補助犬との同居が必要である場合は、事前に区または港区指定管理者に相談してください。
- 2 居住以外の目的（営業のための使用等）に使用することを禁止しています。
- 3 住宅を管理する上で、専有部内に立入り、検査・工事等を行うことがあります。

対象住宅の案内図

はなみずき三田



ピア白金



はなみずき白金



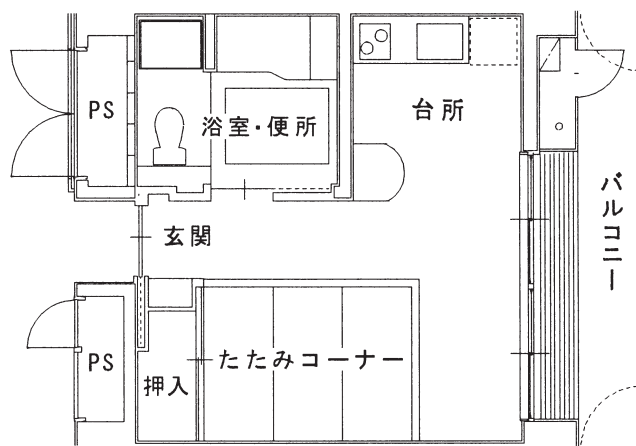
フィオーレ白金



対象住宅の平面図（参考）

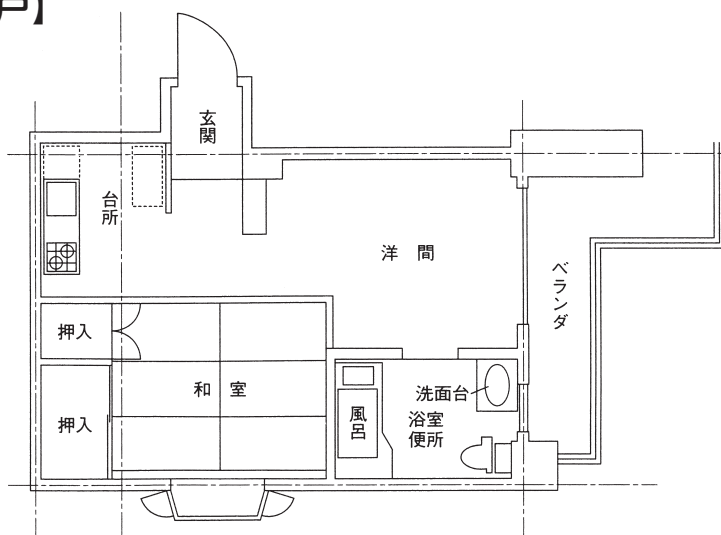
高齢者集合住宅はなみずき三田

【単身者用住戸】



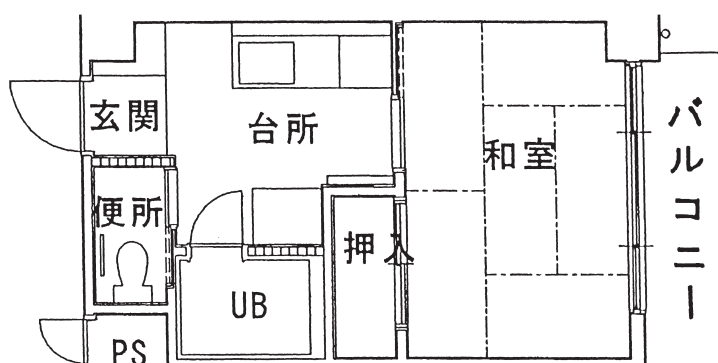
平面図

【二人世帯用住戸】



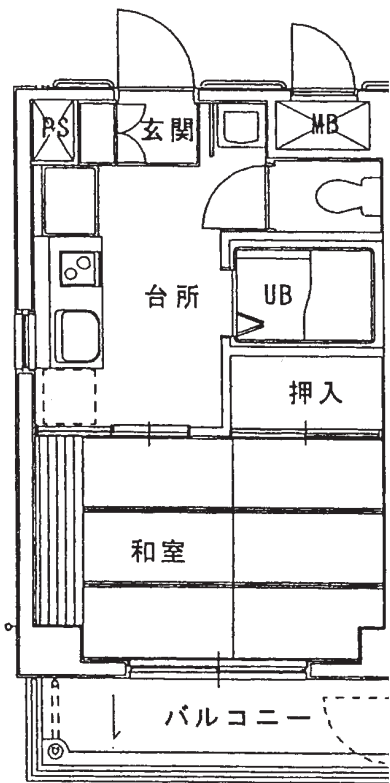
平面図

高齢者集合住宅ピア白金

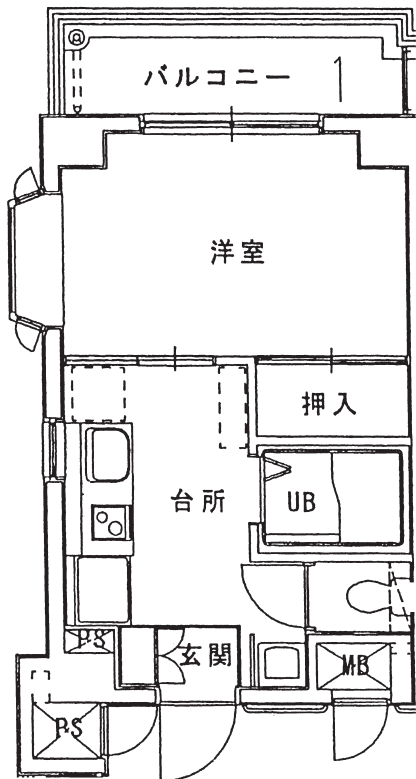


平面図

高齢者集合住宅はなみずき白金



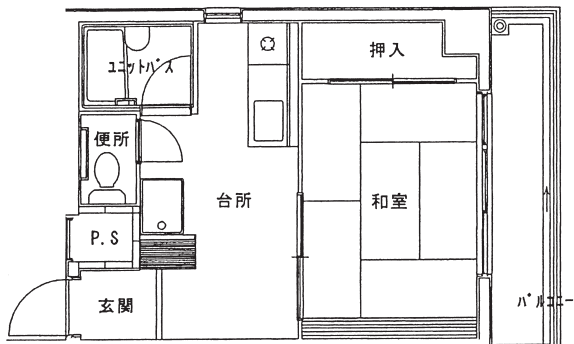
和室タイプ



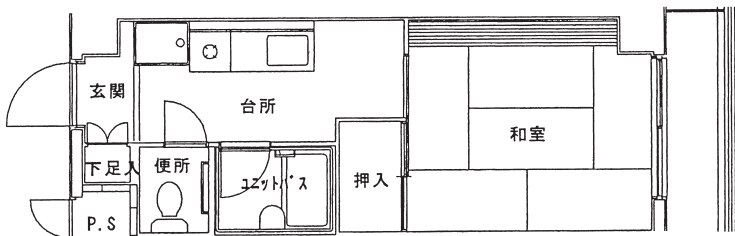
洋室タイプ

平面図

高齢者集合住宅フィオーレ白金



和室タイプ I



和室タイプ II

平面図

港区立高齢者集合住宅・都営住宅シルバーピアの募集案内

年間募集予定

募集期間	募集の種類	お問い合わせ先
8月上旬	都営住宅シルバーピア 東京都全体募集	東京都住宅供給公社 募集センター 電話：03-3498-8894
9月上旬	都営住宅シルバーピア 港区地元割当募集	港区 保健福祉支援部 高齢者支援課 電話：03-3578-2423
11月中旬	港区立高齢者集合住宅 募集	港区指定管理者 株式会社東急コミュニティー 電話：03-5733-0129 港区 保健福祉支援部 高齢者支援課 電話：03-3578-2423
2月上旬	都営住宅シルバーピア 東京都全体募集	東京都住宅供給公社 募集センター 電話：03-3498-8894
2月下旬	都営住宅シルバーピア 港区地元割当募集	港区 保健福祉支援部 高齢者支援課 電話：03-3578-2423

☆申込書の配布……………申込書は募集期間中に限り高齢者支援課、各地区総合支所および台場分室で配布します。（尚、都営住宅シルバーピア港区地元割当募集および港区立高齢者集合住宅募集は、いきいきプラザ・高齢者相談センター等でも配布します。）

☆東京都全体募集……………東京都に居住している方を対象に募集を行います。

☆港区地元割当募集……………港区に居住している方を対象に募集を行います。

メ

モ

申込書の書き方

自宅または勤務先の電話番号を、必ず記入してください。

※申し込み内容に対し、ご確認をする場合がありますので必ず連絡のとれる電話番号をお書き下さい。確認がとれない場合、無効となることがあります。

応募者が令和4年11月29日以前から申込みの日まで引続き港区内に3年以上居住していること。

必要事項を記入し、該当する欄には○印をつけてください。

「二世帯」で申込みれる方は、同居しようとする方の氏名、生年月日等も必ず記入してください。

高齢者集合住宅利用申込書

令和7年 11月 15日

(あて先) 港区長

申込区分	抽せん番号
抽せん結果	

住所	東京都港区 芝公園 1丁目 5番 25号		
ふりがな	みなと たろう		
氏名	港 太郎		電話 (〇〇〇〇) □□□□
生年月日	明治・大正 (昭和) 30年 4月 1日 (満70歳)		

港区立高齢者集合住宅条例に基づく、高齢者集合住宅を利用したいので申し込みます。

なお、この申込書の記載内容が事実と相違するとき、又は申込者（現に同居し、又は同居しようとする者を含む。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であるときは利用の承認を取り消されても異議のないことを誓約いたします。

また、利用の承認の上は、申込者（同居する者を含む。）が暴力団員であることが判明したときは、速やかに住宅を明け渡すことを誓約いたします。

暴力団員であるか否かの確認のため、警視庁へ照会がなされることに同意します。

申込者の状況

区民となった日	昭和40年 11月 1日	区内居住歴	60年 0月
収入の種類	①(年金) ②給与 ③(事業) ④生活保護 ⑤その他 ()		
年 収 額	収入金額の合計額(A)	3,406,176円	所得金額(B) 678,603円

申込住宅を使用しようとする世帯の構成					
氏 名	続柄	生年月日	職 業	年 収 額	
				総 収 入 額	所 得 金 額
申 込 者	本人		自 営	3,406,176円	678,603円
		明大昭平 () 年 月 日 () 歳		円	円
合 計				(A) 3,406,176円	(B) 678,603円

※ 鉛筆や消えるボールペンは絶対に使用しないでください。

(A)で算出した金額を記入してください。

10～15ページを参考に算出した所得額の合計((B)の金額)を記入してください。

6ページを参考に申込区分を記入してください。

切手のはり忘れ、郵便番号の記入もれはありませんか。

郵便はがき

1 0 5 - 8 5 1 1

郵便はがき

1 0 5 - 8 5 1 1

③ 外側にして折ってください(切りはなさないこと)

85円切手を必ずはってください。

85円切手を必ずはってください。

住 港区 芝公園 1 - 5 - 25
所 様方(荘)

住 港区 芝公園 1 - 5 - 25
所 様方(荘)

氏 名 港 太 郎 様

氏 名 港 太 郎 様

住所・氏名はお忘れありませんか。

〒105-0001 港区虎ノ門3-11-15
港区指定管理者 株式会社東急コミュニティー
TEL 5733-0129

〒105-0001 港区虎ノ門3-11-15
港区指定管理者 株式会社東急コミュニティー
TEL 5733-0129

申込区分	※
抽せん番号	※
抽せん結果	※

申込区分	※
抽せん番号	※

※印のついている箇所には記入しないでください。

※印のついている箇所には記入しないでください。

② 外側にして折ってください(切りはなさないこと)

抽せん番号・抽せん結果の電話による照会にご遠慮願います。

必要事項を記入し、該当する欄には○印をつけてください。

現在の住宅の状況	① 借家 ② 借間 ③ 民間アパート ④ 都営・公社・公団 ⑤ 社宅・管理人 ⑥ その他 ()	
	間取り 2DK 家賃(管理費等含む) 76,000 円	
	設 備 ① 台所 (有・共用・無) ② 便所 (有・共用・無) ③ 風呂 (有・共用・無)	
日常生活の状況	住宅の住 所 港区芝公園 1 - 5 - 25 所有者 氏名(会社名) 東京商事(株)	
	歩行、着替え、排せつ、入浴及び食事等の日常生活について ① 普通にできる。 ② 一部難しい部分がある。() ③ その他 ()	
住宅困窮の状況	以下の優遇要件のうち該当するものに○をつけ、必要事項を記入してください。	
	優遇要件 1	① から⑤ までの項目のうち 2 つ以上に該当する。 該当する項目に○をつけてください。① 及び② については、具体的な状況を記入してください。 ① 住宅の築年数が50年を経過している又は住宅が老朽化している。 具体的な状況 雨漏りがひどい ② 建物の構造が高齢者の居住に適していない。 具体的な状況 ③ エレベーターがない住宅の3階以上に住んでいる。 ④ 便所が共用又は無い。 ⑤ 風呂が無い
	優遇要件 2	1年以内の立退きの要求を受け、又は契約の更新を拒絶されている(家賃滞納等申告者に原因がある場合を除く。) 立退きの要求の理由又は契約更新拒絶の理由を記入してください。 理由
	優遇要件 3	優遇要件 1 及び 2 のいずれにも該当する。 優遇要件 1 及び 2 の両方の欄に記入してください。
	非該当	優遇要件 1、2 及び 3 のいずれにも該当しない。 記入の必要は、ありません。

抽せん会場のご案内

《会場》

芝公園区民協働スペース

港区芝公園二丁目7番3号 芝公園保育園3階

《抽選日》

令和7年12月16日(火) 14:00～



〈交通機関〉

- 都営地下鉄三田線「芝公園」駅 A3番出口より 徒歩1分
- 都営地下鉄大江戸線「赤羽橋」駅 赤羽橋口出口より 徒歩9分
- 都営地下鉄浅草線、大江戸線「大門」駅 A3番出口より 徒歩10分

港区指定管理者 **株式会社東急コミュニティー**

所在地 港区虎ノ門3丁目11番15号

電話 03-5733-0129

(月～金 午前8時30分～午後5時 ※土日祝を除く)

<http://minato-sumai.jp/>